１０　税金・公共料金の減免

１０－１　所得税・住民税の障害者控除　身　知　精

	対　象　者		所得税（所得控除）	住民税（所得控除）
内　容 及び 対 象 者	特別障害者	身体障害者手帳　１～２級 療育手帳　A以上 （Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2） 精神障害者保健福祉手帳　１級	４０万円	３０万円
	普通障害者	身体障害者手帳　3～6級 療育手帳　Bの1、Bの2 精神障害者保健福祉手帳　2～3級	２７万円	２６万円
その他	※控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合において、加算があります。詳しくは税務署等へお問い合わせください。			
窓　口	確定申告の場合　…　市川税務署　　TEL　０４７－３３５－４１０１ 源泉徴収の場合　…　勤務先の給与担当課			

１０－２　NHK放送受信料の減免　身　知　精

内　容 及び 対 象 者	・**全額免除**：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ※　世帯：住居をともにする集まり ・**半額免除**：契約者が**視覚・聴覚**の身体障害者手帳所持者で**世帯主**の場合 ・契約者が**重度の障がい者**で**世帯主**の場合 ※重度の障がい者とは、 ・身体障害者手帳（1級、2級） ・療育手帳（Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2） ・精神障害者保健福祉手帳（1級）
必要なもの	⑴身体障害者手帳 ⑵療育手帳 ⑶精神障害者保健福祉手帳　のいずれか ⑷印鑑（朱肉を使うもの）
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ） 行徳支所　福祉課
問 合 せ	NHKふれあいセンター　TEL 043-203-0700　受付10時～17時

１０－３　相続税・贈与税の障害者控除　身 知 精

<table>
<tr><td>内　容
及び
対 象 者</td><td>【相続税】
<table>
<tr><th colspan="2">対象者</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>特別障害者</td><td>・身体障害者手帳　１級～２級
・療育手帳　Ａ以上
（Ⓐ、Ⓐの１、Ⓐの２、Ａの１、Ａの２）
・精神障害者保健福祉手帳１級</td><td>（８５歳－現年齢）
×２０万円</td></tr>
<tr><td>普通障害者</td><td>・身体障害者手帳　３級～６級
・療育手帳　Ｂの１、Ｂの２
・精神障害者保健福祉手帳　２級～３級</td><td>（８５歳－現年齢）
×１０万円</td></tr>
</table>
※平成26年12月31日以前に相続を開始した場合は、控除額が1年につき6万円（特別障害者の場合は、1年につき12万円）になります。
【贈与税】（特定障害者扶養信託契約）
信託業務を営む銀行等に信託した場合、最大6,000万円(特別障害者以外の場合は3,000万円)まで非課税となります。
<u>※詳細は税務署にお問い合わせください。</u></td></tr>
<tr><td>窓　口</td><td>市川税務署　TEL ０４７－３３５－４１０１</td></tr>
</table>

１０－４　少額貯蓄の利子等の非課税（マル優・特別マル優）

身 知 精

内　容	○障がい者等のマル優 銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託などの元本の合計額350万円までの利子が非課税 ○障がい者等の特別マル優 国債および地方債の額面の合計額350万円までの利子が非課税 上記の制度を利用するためには、一定の手続きが必要です。 **※詳細は税務署にお問い合わせください。**
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方や障害年金を受けている方など一定の要件を満たす障がい者、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）及び児童扶養手当を受けている方（児童の母）
問 合 せ	市川税務署　TEL ０４７－３３５－４１０１

１０－５　携帯電話の障がい者割引　身 知 精

内　容	携帯電話サービス会社では、障がい者向け割引サービスを行っています。
対 象 者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
窓　口	携帯電話販売店の窓口で確認してください。

１０－６　NTT東日本ふれあい案内（無料番号案内）身知精

内　容	目や上肢などが不自由なため、電話帳の使用が困難な方に、無料で電話番号の案内をします。事前の届出が必要となります。詳しくは下記問合せ先にご相談ください。
対 象 者	身体障害者手帳 （視覚障がい１～６級／肢体不自由１～２級（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）／聴覚障がい２級、３級、４級、６級／音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい３級、４級） もしくは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方
問 合 せ	フリーダイヤル　TEL ０１２０－１０４１７４ 受付時間　午前９時～午後５時（月曜～金曜） ※土・日・祝日および年末年始（１２／２９～１／３）は休業

１０－７　水道料金の減免　身知精

	対 象 者	免除内容
内　容 及び 対 象 者	○特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯 ○下記の方がいる世帯 ※身体障害者手帳（１級、２級）の交付を受けた方 ※知的障がい者（Ⓐ、Ⓐの１、Ⓐの２、Aの１、Aの２）と判定された方 ※精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けた方	基本料金と従量料金の合計額の８％相当額 ※１０円未満の端数は切り捨てます。 （注） **※の世帯は**当年において市町村民税（所得割）を賦課された者がいない世帯（同居の世帯を含む）が対象となります。
窓　口	障がい者支援課（福祉グループ） 行徳支所　福祉課	
問合せ先	県水お客様センター　TEL ０５７０－００１－２４５	

※　住所変更や世帯員変更をした場合は、再申請しないと減免が受けられなくなります。